

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告および意見を，同条第9項および第10項の規定により，次のとおり公表します。

平成24年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

平成23年度財政援助団体等監査の結果報告等について

第1 公の施設の指定管理者（穴吹エンタープライズ株式会社）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
産 業 経 済 部 商 工 労 政 課	平成22年度および平成23年4月1日から同年10月25日までの穴吹エンタープライズ株式会社に対する公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	平成23年10月26日から平成24年1月16日まで
穴吹エンタープライズ株式会社	平成22年度および平成23年4月1日から同年10月25日までの公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成22年度および平成23年度に執行した当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に公の施設の管理を行わせている産業経済部商工労政課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 公の施設の概要

- | | | |
|---|---------|--|
| ア | 名称 | 高松テルサ |
| イ | 所在地 | 高松市屋島西町2366番地1 |
| ウ | 敷地面積 | 11,467.86㎡ |
| エ | 建築面積 | 4,170.02㎡ |
| オ | 延床面積 | 10,993.83㎡ |
| カ | 建築構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建 |
| キ | 主な施設内容 | |
| | 1階 | ホール（固定席506席・車いす席5席）、リハーサル室、控室、展示ホール、トレーニング室、レストラン、コーヒーラウンジ、ロビー、フロント、事務室等 |
| | 2階 | OA研修室、文化教養室、和室、エクササイズ室等 |
| | 3階 | 会議室、研修室、視聴覚室等 |
| | 4階 | 宿泊室（洋室シングル11室・ツイン8室、和室4人用2室・6人用2室） |
| タ | 屋 | エレベーター機械室、空調機械室 |
| 地 | 下 | 従業員休憩室、中央監視室、機械室、電気室、倉庫等 |
| | 駐車場 | 230台 |
| ク | 施設の設置目的 | |
| | | 勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与すること |

(4) 公の施設の管理に関する概要

ア 公の施設の指定管理者

穴吹エンタープライズ株式会社

イ 指定管理者の選定方法

公募（利用料金制採用）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

エ 指定管理料

平成22年度指定管理料 79,866,000円

平成23年度指定管理料 78,951,000円

オ 管理運営業務等（基本協定書で定めている業務）

(ア) 使用許可およびその変更の許可，使用許可の取消しならびに使用の停止に関する業務

(イ) 入館の拒否および退館の命令に関する業務

(ウ) 高松テルサの維持管理その他の規則で定める業務

カ 管理運営に係る収支の状況

平成22年度管理運営業務収支決算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位 円)

科 目				金 額
款	項	目	節	
1	事業収入			220,275,718
	1 事業収入			111,516,496
		1 ホール等事業収入		10,515,349
		2 会議室等事業収入		41,546,682
		3 トレーニング室等 事業収入		2,826,720
		4 宿泊事業収入		26,817,036
			宿泊室料売上	26,562,736
			宿泊付帯売上	254,300
		5 自主企画事業収入		20,662,550
		6 その他事業収入		9,148,159

2 委託金 収 入			79,866,000
	1 市 委 託 金		79,866,000
3 諸 収 入			28,893,222
	1 諸 収 入		28,893,222
		レストラン売上	17,177,000
		弁 当 売 上	1,162,765
		宴 会 そ の 他	5,729,000
		駐 車 場	1,919,100
		そ の 他 売 上	2,905,357
収 入 合 計 (A)			220,275,718
1 事業費用			219,164,788
1 事業費用			219,164,788
	1 給 料		55,152,166
	2 法 定 福 利 費		7,033,135
	3 福 利 厚 生 費		1,570,470
	4 報 償 費		12,754,946
	5 退 職 引 当 金		—
	6 臨 時 雇 賃 金		9,091,657
	7 維 持 管 理 費		133,464,414
		光 熱 水 費	36,775,435
		修 繕 費	3,114,228
		消 耗 品 費	5,821,445
		印 刷 製 本 費	995,840
		委 託 費	57,312,883
		賃 借 料 使 用 料	10,003,821
		諸 経 費	19,440,762
	8 公 課 費 負 担 金		98,000
支 出 合 計 (B)			219,164,788
差 引 (A) - (B)			1,110,930

キ 施設利用者数

(単位 人)

区 分	平成 22 年度 (A)	平成 21 年度 (B)	増 減 (A) - (B)
会議室・研修室等	214,339	202,272	12,067
ホール・リハーサル室等	88,287	58,434	29,853
トレーニング室	7,094	6,118	976
宿泊者数	6,395	4,824	1,571
レストラン	24,051	25,426	△ 1,375
利用延べ人数	340,166	297,074	43,092

(5) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ，また，監査対象団体の事務に関して，監査委員の意見を付するものである。

なお，所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について，措置を講じたときは，地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(6) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（産業経済部商工労政課）に対するもの

(ア) 履行確認に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第 82 条第 1 項は，前金払をしたもので契約の相手方が義務を履行したときは，主管の長は，その事実を確認して，履行確認票により，その旨を市長に報告しなければならないと規定しているが，高松テルサに係る平成 22 年度指定管理運営委託料は前金払をしているにもかかわらず，履行確認票による報

告がされていないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(イ) 管理業務の細目を定めるべきもの

高松テルサの管理に関する基本協定書第3条は、指定管理者に行わせる管理業務の細目は、別に年度ごとに締結する年度協定に定めるところによるとしているが、平成22年度および23年度の年度協定書には、その細目が定められていないので、今後は、年度協定において細目を定め、管理業務の範囲を明確にされたい。

(ウ) 基本協定書と仕様書の整合性を図るべきもの

高松テルサの管理に関する基本協定書第11条は、指定管理者は、毎年度終了後、速やかに管理業務に関する事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに市に提出しなければならないとしているが、高松テルサ管理業務仕様書では、同報告書は、当該事業年度終了後2か月以内に提出することとしており、提出期限の定めに差異が生じているので、基本協定書と仕様書の内容に整合性を図られたい。

(エ) 事業計画書を受理し、内容を検証すべきもの

高松テルサの管理に関する基本協定書第12条は、指定管理者は、毎年度、事前に市と十分調整を図り、次年度の事業計画書および収支予算書を作成し、市に提出しなければならないとしているが、指定管理者から、毎年度、収支予算書の提出は受けているものの、事業計画書の提出を受けていないので、今後は、事業計画書の提出を指導するとともに、基本協定書等に基づき適切な管理運営が行われるか、その内容を検証されたい。

イ 監査対象団体（穴吹エンタープライズ株式会社）に対するもの
事業費用に係る経費計上を適正にすべきもの

平成22年度高松テルサに係る事業費用として計上された維持管理費のうち、賃借料使用料・諸経費について、翌年度分の経費が計上されているものおよび支出科目が誤っているものが見受け

られたので、今後は、適正な経費計上に努められたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体（穴吹エンタープライズ株式会社）に対するもの
利用料金の減免の取扱いについて

高松テルサ条例第10条は、指定管理者は、特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる」と規定しているものの、高松テルサ指定管理者募集要項では、事前に市の承認を得て、利用料金減免の基準を設けることができるとしていることから、今後、利用料金の減免の基準を設ける際には、事前に市の承認を得られたい。